

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金交付要綱

制 定 令和6年2月2日 市地活第403号（局長決裁）

最近改正 令和7年3月27日 市地活第517号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の町内会等が所有する会館若しくは管理を行う会館又は町内会等の会員の一部が所属する施設管理団体が管理する集会施設の会館に省エネ効果の高い設備（以下「省エネ設備」という。）を導入するために必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰への支援及び脱炭素化を推進するとともに、町内会等及び施設管理団体を通じた普及啓発により、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促すことを目的とする。

2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 町内会等 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき自主的に組織された団体で、区長に設立の届出をした自治会町内会及び地区連合町内会をいう。
- (2) 会館 一つ又は複数の町内会等が、集会等の活動の拠点として管理し、及び利用する施設（町内会等が整備及び管理をする都市公園法第5条の規定に基づき設置される公園集会所を含む）をいう。
- (3) 補助種別 本要綱に基づき実施する以下の整備をいう。
 - ア LED照明の導入
 - イ 省エネエアコンの導入
 - ウ 断熱窓等の導入、太陽光発電設備の導入、蓄電池の導入
- (4) 市内事業者 横浜市契約規則に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。
- (5) 準市内事業者 横浜市内に支社、支店、営業所等の従たる営業所を有し、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等の権限を付与されている者をいう。
- (6) 中古品 一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。
- (7) リース取引 法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。
- (8) 会館整備費補助事業 横浜市自治会町内会館整備費補助事業（横浜市公園集会所整備費補助要綱に基づき町内会等が公園内に整備する集会所の事業を含む）をいう。
- (9) 集会施設 住宅の開発事業者等が、当該住宅居住者及び近隣住民の集会や住民福祉の向上、地域コミュニティの形成等を図ることを目的に設置した集会施設で、当該住宅居住者（町内会等の会員の一部）等で構成される当該施設の管理団体がある施設をいう。
- (10) 施設管理団体 前号の集会施設を管理する団体

(補助事業者)

第3条 この要綱における補助事業者は、前条第2項第1号に規定する町内会等とする。ただし、補助金規則、この要綱若しくは補助金の交付条件の規定に違反し、又はそれらの規定に基づく区長の指示、勧告、命令等に従わないものを除く。

2 前条第2項第10号の施設管理団体について、町内会等と合同で補助申請をする場合には、前項に規定する補助事業者とみなす。

(補助対象施設等の要件)

第4条 補助対象施設等の要件は、原則として次の各号の基準に適合する会館とする。

- (1) 町内会等が所有する施設で、町内会等により整備、運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設であること。
- (2) 会議及び集会に必要な施設を備えていること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合するものであること。
- (4) 会館への省エネ設備の導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること。

2 町内会等が会館を所有していないものの、当該町内会等が賃貸借契約等により物件を借用し、集会等の活動の拠点として利用し、省エネ設備の導入に係る経費及び賃貸借等物件の電気料金を継続的に負担している場合は、前項第1号に規定する施設とみなす。ただし、この場合、補助金交付申請において、第8条第2項に規定する書類に加え、次の各号に規定する書類を添付すること。

- (1) 賃貸借契約等を証する書類の写し
- (2) 町内会等が当該賃貸借等物件の電気料金を支払っていることを証する書類の写し
- (3) 施設所有者の省エネ設備導入に係る同意を証する書類の写し

3 町内会等が会館を所有していないものの、集会施設を町内会等の集会等の活動の拠点として利用し、施設管理団体と合同で補助申請をする場合は、第1項第1号に規定する施設とみなす。ただし、この場合、補助交付申請において、第8条第2項に規定する書類に加え、次の各号に規定する書類を添付すること。

- (1) 施設管理団体の規約、集会施設所有者との施設の使用・管理に関する契約等の書類の写し
- (2) 施設管理団体が当該施設の電気料金を支払っていることを証する書類の写し
- (3) 集会施設所有者の省エネ設備導入に係る同意を証する書類の写し（集会施設所有者が施設管理団体を組織している場合は、省略できることとする）

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、補助事業者が第1条第1項の目的を達するために別表1に掲げる事業であつて、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 補助事業者が所有する会館又は前条第2項若しくは第3項に規定する会館に省エネ設備を導入し、常時当該会館において活用すること
- (2) 補助事業者自らが費用負担を行い、区長が定める日までに第16条に定める整備完了報告が完了する事業。

2 前項の規定にかかわらず、導入設備及び設置工事に係る費用について、次の各号に掲げるもののいずれかを含む事業は、補助対象事業としない。

- (1) 第11条第1項による交付決定通知前に契約・購入が行われた事業
- (2) 販売、貸付等による利益を目的としている事業

3 前項第2号の規定については、導入設備のうち、太陽光発電設備による発電で得られる電力に限り、原則として当該会館で使用したうえで余剰分の活用は妨げない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条に定める事業のうち、次の各号に定める経費とする。

- (1) 導入設備本体の購入費及び設置工事費
- (2) 導入設備本体と一体として使用される附属設備の購入費及び設置工事費
- (3) その他の設置に必要な経費
- (4) 既存設備の処分等に係る経費
- (5) 第1号から前号までの費用に係る消費税及び地方消費税相当額

2 補助対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- (5) 中古品又はリース取引に基づき取得する費用
- (6) 予備的又は将来に備えるための費用

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 同一の設備に対し、国、他自治体、本市の補助金等の交付決定又は支払いを既に受けたもの若しくは受けようとするもの
- (2) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

4 町内会等以外の団体等と共同で使用する会館に対し、補助対象事業を行う場合、本補助金を申請する町内会等が使用する部分のみを対象とし、町内会等以外の団体等が使用する部分があり、かつ導入した設備の効果が及ぶ場合、使用する床面積の割合や電力消費量の割合等に応じて係る費用を按分し、補助対象経費を算出できることとする。

(補助率及び補助限度額等)

第7条 補助率は、別表1に定める割合とし、補助限度額は次の各号に定めるところによる。なお、補助金額は、当該年度の予算の範囲内において区長が決定するものとする。

- (1) LED照明の導入は、60万円とする。
- (2) 省エネエアコンの導入は、130万円とする。
- (3) 断熱窓等の導入、太陽光発電設備の導入、蓄電池の導入は、総額200万円とする。

2 補助対象経費の算出は、前項の各号において行い、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 複数の補助種別を同時に申請する場合は、前項において算出した額の合算額を補助額とする。

4 同一建物に複数の町内会等が共同で同一の設備を導入する場合、補助種別ごとの補助総額の上限は、第1項各号の金額とする。この場合、町内会等ごとの補助額は、設備導入費等の負担割合に応じて町内会等ごとに負担する経費に別表1に定める補助率を乗じた額を上限として補助する。

(補助金交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項の規定により、第3条に規定する補助事業者が本補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、区長が定める日までに区長に提

出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書に添付する書類については、次の各号に定めるとおりとする。なお、同一申請期間に再度申請を行う場合も同様とする。

- (1) 導入設備の設置位置を記した資料（平面図等）
- (2) 導入設備について別表1の「対象となる事業及び設備の条件」を確認できる資料（製品カタログ、仕様書の写し等）
- (3) 見積書及び見積内訳書の写し
- (4) 設置予定場所の現況写真及び当該会館の名称板の写真（新築時の導入の場合を除く。第4条第3項に規定する会館の場合は集会施設の名称板その他集会施設を確認できる写真・資料）
- (5) 町内会等ごとの負担割合がわかる書類（第7条第4項で規定する複数の町内会等が共同で同一設備を導入することを前提に、町内会等ごとに補助金交付申請をする場合）
- (6) 再度申請する場合は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知書の写し
- (7) その他区長が必要と認める書類

3 同一会計年度に会館整備費補助事業に申請し、当該補助事業の申請書類にて、前項各号で規定する書類の内容を確認できる場合は、当該書類の添付を省略できることとする。また、前項第6号に定める書類は、区長がやむを得ないと認める場合は添付を省略できることとする。

4 補助金規則第5条第2項第1号に規定する事業計画書は、第2項第1号及び第2号をもってそれに代えることとする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により、補助金規則第5条第2項第2号に定める添付書類を省略する。

（入札又は見積書の徴収）

第9条 1 契約100万円以上の工事の請負等について、補助金規則第24条の規定に基づき、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。また、補助金規則第24条ただし書に規定する、区長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行う必要がないと認める場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 会館整備費補助事業の申請にあたり事前申出を行った町内会等が、会館整備費補助事業に合わせ、本補助事業の実施を計画し、横浜市自治会町内会館整備費補助要綱（以下「会館整備費補助要綱」という。）第8条第5項及び第6項又は横浜市公園集会所整備費補助要綱（以下「公園集会所補助要綱」という。）第7条第5項及び第6項に定める入札又は見積書の徴収において、本補助事業に係る費用も含めた合計額で、会館整備費補助要綱第8条第7項又は公園集会所補助要綱第7条第7項に基づく事業者選定を行ったとき

- (2) 前号に掲げるもののほか区長が認める場合

2 1 契約100万円未満となる工事の請負等について、市内事業者若しくは準市内事業者により見積書の徴収を行い決定することとする。ただし、区長が契約の性質上この方法により難いと認める場合は、この限りではない。

3 補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収を行った場合において、区長は、当該入札又は見積の結果最も安価だったものの金額を上限とし、補助対象となる事業費として認める。

4 補助事業者は、設備本体に係る経費、設置等工事に係る経費及び諸経費等内訳がわかるように記載した見積書を徴収しなければならない。なお、見積書の内容に疑義が生じた場合は、区長が再提出を求めることができ、これに応じないときは、補助対象となる事業費として認めない。

(予算の再配当)

第10条 市民局長は、区長から補助の決定に伴う再配当要求書(第2号様式)を受けたときは、区長に対して関係予算を再配当するものとする。

(補助金交付決定等)

第11条 区長は、第8条で定める申請書を受領したときは、市民局長に対して、その整備費の内容確認審査を依頼し、その結果に基づき審査し、補助を適当と認めるときは本補助金の交付を決定する。

2 補助金規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は、交付決定通知書(第3号様式)により、不交付の場合は不交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

3 区長は、必要があると認めるときは、第1項の交付決定にあたり条件を付すことができる。

(工事請負契約)

第12条 補助事業者は、交付決定通知書を受領後、速やかに工事(購入の場合は物品購入)の発注を行うものとする。

(補助金交付申請の内容変更)

第13条 交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知を受けた後に補助金交付申請書の内容を変更しようとするときには、変更申請書(第5号様式)に変更の内容がわかる書類を添えて区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定金額の変更を伴わない軽微な変更の場合を除く。

2 区長は前項の変更申請書を受領したときは、その内容を審査し、変更承認・不承認通知書(第6号様式)に承認の旨を記載することにより、不適当と認める場合には、同様式に不承認の旨を記載することにより、それぞれ補助事業者に通知するものとする。

3 区長は前項の承認を行うにあたり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(申請の取下げの期日)

第14条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

2 前項に規定する補助金交付申請の取下げをするとき、補助金交付申請取下届(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第2項で規定する取下届の提出があったとき又はこれに相当する事由があるときは、補助金交付決定取消通知書(第13号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金交付の時期の例外)

第15条 補助金規則第17条の規定により区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、地方自治法施行令第163条第1項第2号に基づき、前金払いとする。

3 補助事業者は、前項の規定により前金払いにて受領した補助金に剰余金が生じた場合は、区長に対し速やかに返還しなければならない。

(整備完了報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、整備完了報告書（第 8 号様式）に必要な書類を添えて、区長が定める日までに、区長に提出しなければならない。

2 前項の整備完了報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 設備導入に係る領収書等の写し
- (2) 導入製品の内訳、費用内訳が分かる資料（請求書、請求内訳書、契約書の写し等）
- (3) 設備導入後の完成写真
- (4) その他区長が必要と認める資料

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める添付書類を省略することができる。

(補助金額の確定)

第 17 条 区長は、前条に定める整備完了報告書を受領したときは、整備完了報告書及びその添付書類等により審査し、並びに必要なに応じて現地確認を行い、適当と認めるときは、補助金交付額を決定するものとする。ただし、確定額は、第 11 条第 1 項により通知した本補助金の交付決定額を上回ることはできない。

2 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、補助金交付額決定通知書（第 9 号様式）により行うものとする。

3 本補助金の交付額確定にあたり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって確定額の算出を行う。

(補助金交付の請求等)

第 18 条 前条第 1 項により通知を受領した者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 10 号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、第 15 条第 1 項に規定する補助金の前金払による交付決定を受けた場合は、交付決定通知書を受領した後に、補助金請求書（第 10 号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、適法・適正な前項の請求書を受けて、速やかに補助金を支出するものとする。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、導入設備について、補助金規則第 25 条ただし書に基づく処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄等処分してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた本補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合、又は本補助金の目的に照らしやむを得ないと区長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金規則第 25 条ただし書の規定による財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して定める期間とする。ただし、当該年数が 10 年を超えるときは、10 年とする。

3 前項で定める期間内において導入設備の処分を行う場合、補助事業者は、事前に財産処分申出書（第 11 号様式）を区長へ提出し、承認を得なければならない。この場合において、区長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第 12 号様式）により、補助事業者へ結果を通知することとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 20 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者に求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) 補助金を受け、導入した設備を第三者に貸与、譲渡、交換、担保に供し、又は廃棄等処分しようとしたとき。
- (4) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると区長が認めるときを除く。）
- (5) 第 14 条第 2 項の取下届（第 7 号様式）を提出し、区長が受理したとき。
- (6) 交付した補助金に余剰が発生したとき。
- (7) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第 13 号様式)により補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合は、納付期限を定め、補助金の一部又は全部について、補助金返還請求書（第 14 号様式）により返還を求めるものとする。この場合、補助金等の交付の決定が取り消される事由が発生した日を起算日として、補助金の返還額等を算出するものとする。

4 前項で規定する補助金の一部返還を求める場合の返還額は、前条第 2 項で定める処分制限期間に応じて、既に交付した補助金額から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による定率法の償却率を用いて算出した金額を差し引いた金額とする。

(市が収集する情報の取扱)

第 21 条 市長は、第 1 条第 1 項の目的を達成するために行う統計分析、普及啓発、アンケート調査依頼等において、補助事業者の情報を利用することができる。

(事後協力等)

第 22 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 設備導入に係るアンケート調査及び効果測定
- (2) 普及啓発に関すること

(関係書類の保存期間)

第 23 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第 19 条第 2 項で規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間とする。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 施行後、令和6年9月30日までは、旧様式による申請等も可能とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業（第5条）及び補助率（第7条）

通番	補助種別	対象となる事業及び設備の条件	補助率
(1)	LED 照明の導入	<p>○LED 照明器具</p> <p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の会館又は新築する会館への LED 照明器具の導入（建築基準法、消防法施行令その他関係法令により設置が定められている非常用の照明装置（非常灯）、誘導灯は対象外） ・照明器具の取り付け方が、つり下げ形、直付け形、埋め込み形、又は壁付け形のものであること（スタンドライト、充電式のライト等持ち運び可能な器具は対象外）。 ・エネルギー消費機器の小売事業者表示制度における省エネ性能の多段階評価点が 4.0 以上（ただし、正当な理由により、当該基準に適合する LED 照明器具が調達困難である場合、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき定められたトップランナー基準（以下「トップランナー基準」という。）を達成するものを補助対象とする）、又は資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイト未掲載の製品については、を達成するもの <p>○電球形 LED ランプ</p> <p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の照明器具において、適合する電球形 LED ランプへの交換 ・トップランナー基準を達成するもの 	補助対象経費の3分の2
(2)	省エネエアコンの導入	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の会館又は新築する会館へのエアコンの導入 ・家庭用エアコン：エネルギー消費機器の小売事業者表示制度における省エネ性能の多段階評価点が 2.4 以上（ただし、正当な理由により、当該基準に適合する家庭用エアコンが調達困難である場合、トップランナー基準を達成するものを補助対象とする） ・業務用エアコン：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき定められたトップランナー基準を達成するもの 	補助対象経費の3分の2
(3)-1	断熱窓等の導入※1	<p>居室1室以上の全ての外気と接する開口部に断熱性能の高い製品の導入</p> <p>居室1室以上の全ての外気と接する開口部の断熱改修</p> <p>○窓</p> <p>以下のいずれかの事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という）の 	補助対象経費の3分の2

	<p>「次世代省エネ建材の実証支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」（対象製品のうち、グレードが W1/W2/W3/W4/W5 のもの、グレードが W6 のうち熱貫流率が $2.3\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のもの) ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」（対象製品のうち、性能区分が P/S/A/B のもの) ・経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」 <p>上記のほか、熱貫流率が $2.3\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の建材であること。</p> <p>○玄関ドア</p> <p>以下のいずれかの事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SII の「次世代省エネ建材の実証支援事業」 ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」（対象製品のうち、性能区分が P/S/A/B のもの) <p>上記のほか、熱貫流率が $2.3\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の建材であること。</p> <p>○ガラス</p> <p>以下のいずれかの事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」（対象製品のうち、熱貫流率が $1.0\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の建材 (GC/GB/GA2/GA/GCS/GBS/GA2S/GAS/R2/R1/WA/WAS のもの) であるもの) ・経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」 <p>上記のほか、同等以上の性能があるとして認められるもの</p>	
	<p>居室 1 室以上の全ての外気と接する開口部に断熱性能の高い製品の導入</p> <p>居室 1 室以上の全ての外気と接する開口部の断熱改修</p> <p>○窓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」に登録されている建材 (対象製品のうち、性能区分が C/D/E のもの) ・上記のほか、熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の建材であること。 <p>○玄関ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」に登録されている建材 (対象製品のうち、性能区分が C/D/E のもの) ・上記のほか、熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の建材であること。 <p>○ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の「子育てエコホーム支援事業」に登録されている建材 (対象製品のうち、熱貫流率が $3.9\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の建材 (GM/GL/GK/GJ/GI/GH/GG/GF/GE/GD/GMS/GLS/GKS/GJS/GIS/GHS/GGS/GFS/GES/GDS/ 	<p>補助対象経費の 2 分の 1</p>

		R5/R4/R3/W6/W5/W4/W3/W2/W1/WB/W6S/W5S/W4S/W3S/W2S/W1S/WBS/ のもの) であるもの) ・上記のほか、熱貫流率が 3.9W/(m ² ・K)以下の建材	
(3)-2	太陽光発電設備の導入※1	次の全ての要件を満たすものとする。 ・原則として、当該太陽光発電設備により供給される電気を、当該太陽光発電設備を設置する会館の用に供する部分で使用する こと。 ・敷地内に新規に設置された定置用であること。 ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）からの太陽電池モジュール認証を受けたもの、又は同等以上の性能があると認められるもの ・適正な管理・運用を図ること。	補助対象経費 の3分の2
(3)-3	蓄電池の導入※1	次の全ての要件を満たすものとする。 ・原則として、太陽光発電設備及び当該蓄電池により供給される電気が、太陽光発電設備及び当該蓄電池を設置する会館の用に供する部分で使用する こと。 ・敷地内に新規に設置された定置用であること。 ・新規又は既存の太陽光発電設備と併せて設置すること。※2 ・一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて、令和4年度以降の「戸建住宅ZEH化等支援事業」の対象設備として、登録・公表されている蓄電設備であること、又は同様以上の性能があると認められるもの ・適正な管理・運用を図ること。	補助対象経費 の3分の2

※1 (3)-1、(3)-2、(3)-3はいずれかの実施も可とする。

※2 既に太陽光発電設備を設置している場合は、新たに導入する蓄電池と併せ、太陽光発電システムを構築すること。太陽光発電設備を設置していない場合は、(3)-2で規定する太陽光発電設備と同時に設置し、太陽光発電システムを構築すること。